

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDやパスワードにより操作者が操作する権限を限定している。また、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、個人情報の保護に関する契約を締結し対応している。

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成27年9月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	国民健康保険法等の規定に則り、以下の事務を行う。 ①被保険者の資格状況の把握と証(被保険者証・資格者証・限度額認定書等)の発行事務 ②療養の給付、療養費、高額療養費、出産育児一時金等の保険給付に関する事務 ③診療報酬明細書(レセプト)データのチェック及び再審査の申出依頼事務
③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1第30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2 1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、106項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民保健課
②所属長	町民保健課長 内村 陽一郎
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三股町町民保健課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9632
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三股町町民保健課 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9632

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

